

景観形成基準等の客観性を高める工夫事例

景観法の運用において必要となる、区域や制限内容、処分等の判断指標の設定において、学術知見や実態調査結果などの技術的知見を根拠として考え、景観形成基準等の客観性を高める工夫がなされた事例をとりまとめました。

良好な景観の形成は、客観性のみを追求した景観形成基準等によって実現されるものではないことは言うまでもありませんが、景観法運用指針においても、「景観形成基準は、…(略)…可能な限り客観的な基準とすることが望ましい」としているところであり、こうした事例が景観行政団体において景観法を活用するにあたっての参考になるものと考え、ご紹介するものです。

<事例一覧>

A. 区域設定の事例

A-1 「D/H比を用いた厳しい形態意匠制限を求める範囲の設定」(新発田市)

A-2 「見込角に基づく適用区域の設定」(石川県)

A-3 「有効視野角による基準等の適用区域の設定」(京都府)

B. 制限設定の事例

B-1 「D/H比を用いた地域のシンボル道路沿いの壁面後退距離の設定」(京都府)

B-2 「勾配屋根の数値基準の設定」(松阪市)

景観法運用にあたって活用した科学的根拠

自治体名：新潟県新発田市 導入時期：平成20年3月～

事例名称：D/H比を用いた厳しい形態意匠制限を求める範囲の設定

根拠区分：学術知見／実態調査／他制度根拠／その他

活用区分：区域設定／制限設定／処分等判断／その他

事例概要：「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」は、新発田市のシンボルである新発田城や寺社が建ち並び、城下町四百年の歴史に育まれた歴史・文化資源が点在しており、城下町の雰囲気を持つ歴史的景観を形成している。本市の景観計画では、当該区域においては、「歴史景観重要道路」を定め、その道路中心線から両側20mの範囲とそれ以外の範囲に分けて形態意匠制限を定めている。この20mの範囲境界は、建物と視点間の距離（D）と建物の高さ（H）の比率が、 $D/H=2$ の関係にあるとき、建築物を全体として見るができるとする学術知見をもとに設定している。

活用対象：景観法第8条第4項第2号イに基づく形態意匠制限について、範囲を分けて設定するにあたっての範囲分けの根拠として活用。

考え方：建築物の高さの約2倍の距離を離れなければ建築物を全体として見るができないとする考え方がある。「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」では建築物の高さは10～12m以下としており、この高さの建築物を前提とした場合、道路中心線に視点を置くと、そこから20mの距離にある建築物が全体として見えることとなり、これより近い距離にある建築物は、全体ではなく細部を見ることになる。このため、建築物の細部が景観に与える影響が大きいと考えられる道路中心線から両側20mの範囲について、屋根形式に加え外壁や建具を含めて形態意匠制限を設定した。一方、個々の建築より一群の建築として見る場合は建築物の高さの約3倍の距離になるとされており、道路中心線から両側20mを超える範囲については、個々の建築物の細部が景観に与える影響は小さく、一群の建築として見ても景観上の影響が大きいと考えられる屋根形式のみを形態意匠制限として定めた。

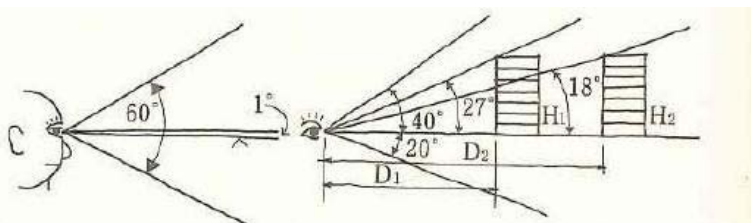


図18 建物と視界の関係 建物の高さ(H_1)の2倍の距離(D_1)をとって見ると、建物を全体として見るができる。その仰角(θ_1)は $\tan\theta_1=1/2$, $\theta_1=27^\circ$ 、一群の建築として見るときは、 $D_2=3H_2$,すなわち $\tan\theta_2=1/3$, $\theta_2=18^\circ$ となる。

引用元：芦原義信『街並みの美学』p69～74, 岩波書店(1979)

その他：

景観法運用にあたって活用した科学的根拠

自治体名：石川県 導入時期：平成21年1月～

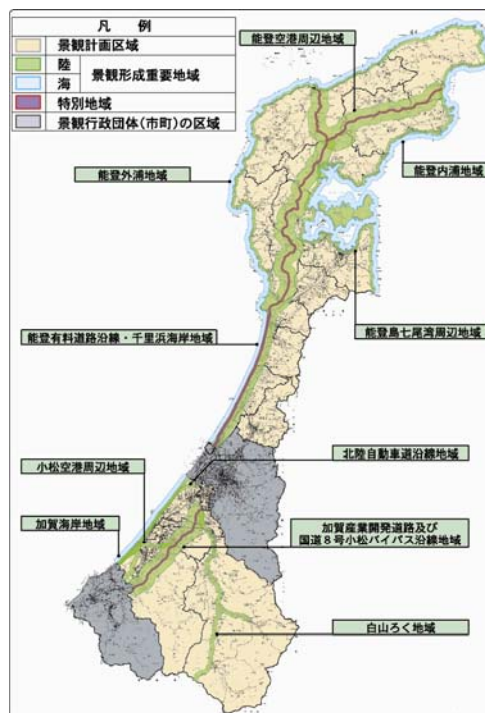
事例名称：見込角に基づく適用区域の設定

根拠区分：学術知見／実態調査／**他制度根拠**／その他（ ）

活用区分：**区域設定**／制限設定／処分等判断／その他（ ）

事例概要：本県では、いしかわ景観総合条例に基づく

いしかわ景観総合計画において、市町を超えた広域的な景観づくりを位置づけ、景観法に基づく石川県景観計画では「複数の市町にまたがる広域幹線道路や海岸線など広域的・連続的な景観の形成を図るべき地域」を景観形成重要地域として指定し、高圧線鉄塔の色彩制限等を実施している。その際、幹線道路沿いでは中景域を主体としたやや広域的な景観保全を図るために2kmの範囲を景観形成重要地域として設定している。



活用対象：景観法第8条第2項第1号に基づく景観計画区域の設定根拠として活用。

考え方：高圧線鉄塔（高さ70m）の垂直視角と鉄塔の見え方に関する研究成果で、「**見込み角1.5°～2°の場合、シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。**」とされていることに着目し、視界が開けている幹線道路沿いについては、道路区域から鉄塔の見込角が景観的に気にならない2°となる距離の2km以内を景観形成重要地域の範囲として設定した。

引用元：景観対策ガイドライン（案）（1981 UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会）

その他：委員会でも、それを根拠として提案したが、異議がなかったため採用した。

景観法運用にあたって活用した科学的根拠

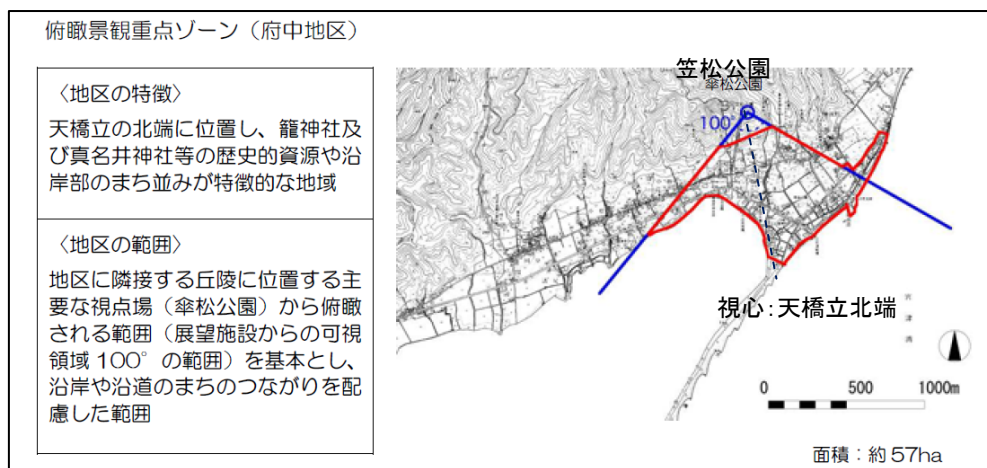
自治体名：京都府 導入時期：平成20年10月～（天橋立周辺地域景観計画 施行日）

事例名称：有効視野角による基準等の適用区域の設定

根拠区分：学術知見／実態調査／他制度根拠／その他（ ）

活用区分：区域設定／制限設定／処分等判断／その他（ ）

事例概要：天橋立の主要な視点場である笠松公園（府中地区）等は、天橋立とまち並みが一体的に眺望でき、天橋立周辺を代表する象徴的な俯瞰景観を有している。また、俯瞰されるまち並み付近には歴史的建造物が存在し、周辺のまち並みと歴史建造物が調和した景観を呈しており、より一層の趣を感じさせる要素となっている。これら良好な俯瞰景観について、この視点場から俯瞰される範囲（展望施設から可視100°の範囲）を基本とし、沿岸や沿道のまちのつながりを配慮した範囲を俯瞰景観重点ゾーンに設定。



※規制区域の中心となる眺望視線（視心）・・・天橋立北端

（出典：天橋立周辺地域景観計画）

活用対象：景観法第8条第2項第1号に基づく景観計画区域における俯瞰景観重点ゾーンの設定根拠として活用。

考え方：「景観工学（第2章 景観整備の手法）」において、人が静止した状態で、色彩の識別ができる範囲は、水平視覚90°～110°とされていることを参考に、その平均である100°を水平方向の有効視野角とした範囲を基本として区域設定。

引用元：「景観工学」P33、日本まちづくり協会（編）、理工図書（2001）

その他：当該根拠については、「天橋立周辺地域景観まちづくり計画」に掲載し、事業者等に理解を求めている（京都府ホームページにも掲載）。

景観法運用にあたって活用した科学的根拠

自治体名：京都府

導入時期：平成8年2月～

事例名称：D/H比を用いた地域のシンボル道路沿いの壁面後退距離の設定

根拠区分：学術知見/実態調査/他制度根拠/その他（ ）活用区分：区域設定/制限設定/処分等判断/その他（ ）

事例概要：当該地域は、関西文化学術研究都市建設促進法で定められた地域であり、文化、学術及び研究の中心となるべき都市の建設をすることとされている。地域周辺は、ゆるやかな丘陵の緑等の自然が多く残されており、「緑の中の都市」の建設を目標としている。地域のシンボル道路では、周辺の自然環境、沿道の土地利用等との調和を図り、優れた景観を結ぶ連続性のある一体的な道路景観の形成に取り組んでいる。中でも、地域のシンボル道路となる精華大通り沿いでは、大規模研究施設が立地するため、建築物の高さと視点からの水平距離の比であるD/Hを3となるよう、壁面後退距離を40mに設定し、周辺の自然と大規模研究施設群が、視野におさまる計画としている。

※D＝精華大通り線50m＋壁面後退距離40m

※H＝沿道建物法定最高高さ31m（都市計画法の高度地区により最高高さ31mに規制）

活用対象：景観法第8条第4項二号ハの壁面位置の制限の設定根拠として活用

考え方：建物と視点間の距離（D）と建物の高さ（H）の比率が、D/H=3 仰角18°の関係にあるとき、街並みと一群の建築物を見ることができるとされており、周辺の自然環境とその自然環境との調和に配慮した大規模研究施設群を視野におさめることで、地域の目標である「緑の中の都市」という景観形成ができると考えた。

引用元：芦原義信『街並みの美学』岩波書店、街路の景観設計『土木学会編』技法堂出版

その他：

景観法運用にあたって活用した科学的根拠

自治体名：三重県 松阪市 導入時期：平成 24 年 4 月～

事例名称：勾配屋根の数値基準の設定

根拠区分：学術知見／実態調査／他制度根拠／その他（ ）

活用区分：区域設定／制限設定／処分等判断／その他（ ）

事例概要：本市では、景観計画区域のうち、良好な景観の形成が特に必要な地区を重点地区として位置づけることができる。このような中、平成 24 年 4 月 1 日より「通り本町・魚町一丁目周辺地区」を重点地区として位置づけ、全ての建築等の行為を対象に届出制度を運用しており、景観形成基準における修景基準（義務とせず推奨する水準を示した規定の本市での呼称）の屋根勾配について、数値で基準値を設定している。設定にあたっては、地区内の歴史的建築物 15 棟を調査し、その屋根勾配を整理して本地区の歴史的まちなみの屋根勾配基準値 10 分の 4 から 10 分の 5 を導き出し、これを根拠とした。

活用対象：景観法第 8 条第 4 項第 2 号イに基づく屋根勾配制限基準の設定根拠として活用。

考え方：長谷川邸を核とする歴史的建造物が本地域の景観を特徴付ける建造物になっており、これらを参照した建築物が建築されることで、以前の景観を損ねることなく、より良好な景観を築くことができると考え、地区内の歴史的建築物 15 棟の屋根勾配を調査した結果、10 分の 4 から 10 分の 5 の範囲に収まることがわかり、歴史的まちなみを後世に継承するため、より積極的に、魅力ある景観形成に取り組む所有者に適用される修景基準の屋根勾配の基準値として、伝統的形態意匠と想定される勾配を採用した。

引用元：市で現況調査を実施

その他：当該根拠については、「通り本町・魚町一丁目周辺地区」住民説明会等において説明し、より急な勾配基準値を求める意見も出されたが、修景基準である旨を説明し了解を得た。
